

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	源泉徴収票等法定調書作成事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊万里市は、源泉徴収票等法定調書作成事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

佐賀県伊万里市長

公表日

令和6年9月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	源泉徴収票等法定調書作成事務
②事務の概要	市が委嘱した委員や講師に対し報酬等を支払う際に所得税を源泉徴収し、税務署に納付する。税務署に納付した所得税について、翌年1月に源泉徴収票や支払調書(データ)を作成し、税務署へ提出、給与支払報告書(データ)を関係市区町村に提出するもので、データ内に個人番号を含んでいる。
③システムの名称	財務会計システム、人事給与システム
2. 特定個人情報ファイル名	
財務会計システムファイル、人事給与システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第4項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 総務課
②所属長の役職名	総務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合政策部 情報政策課 情報公開・統計係 [住所]〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号]0955-23-5491
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部 総務課 職員係 [住所]〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号]0955-23-2127

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年10月1日	5 評価実施機関における 担当部署	総務課長 古場 博	総務課長	事後	
平成30年10月1日	IIしきい値判断項目 1 対象 人数	平成27年7月1日	平成30年7月1日	事後	
平成30年10月1日	IIしきい値判断項目 2 対象 人数	平成27年7月1日	平成30年7月1日	事後	
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 1 対象 人数	平成30年7月1日	令和1年6月1日	事後	
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 2 対象 人数	平成30年7月1日	令和1年6月1日	事後	
令和1年6月28日	IVリスク対策		※新様式への変更のため、追加	事後	
令和2年7月10日	I 関連情報 7 特定個人情報 の開示・訂正・利用停止請求	総務部 情報広報課 市民サービス係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地 1 [電話番号]0955-23-2133	総合政策部 情報政策課 情報公開・統計係 [住所]〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町 1355番地1 [電話番号]0955-23-5491	事後	
令和2年7月10日	IIしきい値判断項目 1 対象 人数	令和1年6月1日	令和2年6月1日	事後	
令和2年7月10日	IIしきい値判断項目 2 対象 人数	令和1年6月1日	令和2年6月1日	事後	
令和3年7月10日	IIしきい値判断項目 1 対象 人数	令和2年6月1日	令和3年6月1日	事後	
令和3年7月10日	IIしきい値判断項目 2 対象 人数	令和2年6月1日	令和3年6月1日	事後	
令和4年8月12日	I 関連情報 1 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事 務の概要	市が委嘱した委員や講師に対し報酬等を支払う 際に所得税を源泉徴収し、税務署に納付する。 税務署に納付した所得税について、翌年1月に 源泉徴収票や支払調書を作成し、税務署へ提 出、委員や講師等に交付し、給与支払報告書を 関係市区町村に提出するもので、個人番号を 源泉徴収票等に記載する。	市が委嘱した委員や講師に対し報酬等を支払う 際に所得税を源泉徴収し、税務署に納付する。 税務署に納付した所得税について、翌年1月に 源泉徴収票や支払調書(データ)を作成し、税 務署へ提出、給与支払報告書(データ)を関係 市区町村に提出するもので、データ内に個人番 号を含んでいる。	事後	
令和4年8月12日	IIしきい値判断項目 1 対象 人数	令和3年6月1日	令和4年6月1日	事後	
令和4年8月12日	IIしきい値判断項目 2 取扱 者数	令和3年6月1日	令和4年6月1日	事後	
令和4年8月12日	IVリスク対策 8. 監査	[] 内部監査	[○] 内部監査	事後	令和3年度内部監査実施のため
令和5年7月28日	IIしきい値判断項目 1 対象 人数	令和4年6月1日	令和5年7月1日	事後	
令和5年7月28日	IIしきい値判断項目 2 取扱 者数	令和4年6月1日	令和5年7月1日	事後	
令和5年7月28日	IVリスク対策 8. 監査	[○] 内部監査	[] 内部監査	事後	
令和6年9月25日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用	第9条第3項	第9条第4項	事後	
令和6年9月25日	IIしきい値判断項目 1 対象 人数	令和5年7月1日	令和6年7月1日	事後	
令和6年9月25日	IIしきい値判断項目 2 取扱 者数	令和5年7月1日	令和6年7月1日	事後	